

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23条例7・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の告示)

第3条 市長は、報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間、意見書の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、施設の設置又は変更に係る担当部署その他市長が必要と認める場所とする。

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、施設の設置又は変更に係る担当部署その他市長が必要と認める場所とする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間満了の日から起算して15日を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設が本市と本市に隣接する市町村との区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。